

<作成にあたって>

- ・官民協働による作成プロセスを踏む。  
→原案白紙の段階から官民協働で議論しては？  
コンパクト作成に専従で取り組める人が必要では？

<内容>

- ・対象は全ての団体（企業、CSO：市民社会組織等）→小さな団体も対象に
  - ・拘束力の程度  
→契約は法的拘束力有、協定（コンパクト）は法的拘束力無と理解してよいのか？
  - ・策定対象  
→国＋地方自治体なのか。策定は義務なのか？任意なのか？
  - ・コミュニケーションが必要：時間がかかることの覚悟を
  - ・NPO＝非営利の意味を解説（啓発）  
→収益をあげて非営利活動に使用すること、有給職員が必要であること等
  - ・官の委託契約＝官が事業主体となる仕組みをどう転換するのか  
協働の形態：協働型委託、共催、補助、後援、事業協力  
(佐賀県「県民協働指針」より)
- [http://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/siminkatudou/si-kyoudou/32426/minnadedetori\\_kumu.html](http://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/siminkatudou/si-kyoudou/32426/minnadedetori_kumu.html)
- ・評価＝提供サービスの評価を
  - ・テーマごとのコンパクトの必要性は？→一般的要因＋テーマ固有の要因
  - ・コンパクトを実効性あるものにするための環境整備  
→公契約の相手方となる団体の強化のための社会基盤整備がないと一部の団体にしき意味をなさない。広がらない。  
例：非営利組織への“参加”の重要性を啓発
  - ・文面はわかりやすく短めに

<参考>

- ・しっておきたい NPO のこと 3－協働編－発行：日本 NPO センター  
行政と協働する NPO の 8 つの姿勢

NPO と協働する行政職員の 8 つの姿勢

<http://www.mienpo.net/jichitainet/npo/page1.htm>

1. 公共は「官」だけが担うのではなく、NPOや企業などさまざまな主体と共に担う意識を持つこと。
2. 協働とは特別なことではなく、チャレンジであり、失敗を恐れない意識を持つこと。
3. ニーズは、現場に足を運び、当事者の生の声に耳を傾けてこそわかるという意識を持つこと。
4. 協働相手とは対等である。本音で語り合えてこそ、協働であるという意識を持つこと。
5. 協働の現場では、自らの責務として率先して行政内部で連携し相乗効果を得ること。
6. 協働には十分なコミュニケーションが必要であり、共感するには時間がかかるという意識を持つこと。
7. 情報は市民のものであり、市民のために活用してこそ価値がある。
8. 協働できない理由を探すのではなく、受益者のためにどうしたら実現できるのかを考えること。

<その他>

- ・愛知県の取組の成果と改善点を伺いたい。